

## 学校の責任

朝日新聞の報道（6月6日付）によると、自殺した私立高知中学校1年生の男子生徒の両親が、校内でのいじめが原因の疑いがあるのに調査を怠ったとして学校側に対し計800万円の損害賠償を求めている訴訟について、高知地裁は6月5日、「調査への消極姿勢が、両親の悲しみや絶望を深めた」として、学校に慰謝料計190万円の支払いを命じる判決を行いました。

以下、新聞報道を基に経過を説明します。

男子生徒は、2009年に自宅で自殺したのですが、死を暗示させるメモや友人の証言などから、両親は自殺の原因をいじめと考え、学校側に対して「いじめの全校調査と報告」を求めます。しかし、学校側は「生徒の精神面に悪影響を与える」などの理由から、自殺の事実を伏せるなどし、ごく一部の生徒からの聞き取りにとどめたといいます。

判決では、こうした学校の対応に問題があるとして190万円の慰謝料の支払いを命じたのですが、今回の判決での大きなポイントは「両親の心情を真摯に受け止め、自殺の事実を多数の生徒に伝えたいと、いじめや嫌がらせの有無を全校的に調べる義務が学校にはある」ということを明確に指摘したことです。

学校側は、全校調査は「生徒の精神面に悪影響を与える」という、いわゆる「教育的配慮」を持ち出して、調査という名には値しない対応で済ませようとします。こうした学校側の対応は、「教育的配慮」の名の下に臭いものに蓋をしようとしているのではないかと疑ってしまいますし、少なくとも、事実を解明し、再発防止に繋げようという姿勢は微塵も感じられません。

こうした学校の姿勢に対して、判決は「自殺の原因の解明は事実上不可能となり、ただ日を過ごすしかない両親の精神的苦痛を思うと、学校側の調査報告義務違反は取り返しがつかない」と厳しく学校側の責任を問うています。

いじめへの対応について、いまだにこういう対応しかできない学校があるのかと驚くばかりですが、道内の各学校においても他山の石にしていきたいと思えます。

道教委では、危機管理のマニュアルでも示しているように、まずは「管理職と生徒指導部、学年主任、担任などで、いじめの事実を正確に把握」することを求めています。事実を正確に把握するためには、全校調査をしなければならない場合もあるでしょう。少なくとも、一番してはいけないことは、事実から目を逸らすこと、事実を矮小化して風の過ぎ去るのを待つような姿勢を取ることです。

学校側は「代理人と相談して今後の対応を決めたい」としており、今後の展開が注目されますが、学校側には猛省を促したいと思います。

この他に、判決では、担任教諭が両親に対し、霊媒師の話として「男子生徒は3年前から死ぬことに興味を持ち、今は騒ぎになったのを後悔している」等と伝えたことも「生徒の人格の冒涇で、魂の平穏を願う両親への配慮を欠いた」と指摘していますが、これは論評する気持ちも起きません。

一体、いじめ調査をするに当たって、何故霊媒師が登場するのか理解できません。

いじめの事実を解明しようともせず、息子を失った両親の心情に配慮することすらできない、こんな担任教諭は教師として失格です。(塾頭 吉田 洋一)